

秋田県公安委員会告示第53号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和8年7月14日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知 番号	申請者・製造業者	種 類	型 式 名	検定番号
114	豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	ぱちんこ	P遊moreBOXは ねものエガちゃんBX 1	第610500号
115	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 吉則 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地	ぱちんこ	eノーゲーム・ノーラ イフV2B	第511218号
116	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	eACわんわんセレブ レーションGA	第6P0422号
117	株式会社サンスリー 代表取締役 金沢 学模 愛知県名古屋市千種区今池三丁目9番21号	ぱちんこ	eグランベルムHTB 2	第610177号